

議事日程第4号

令和7年9月25日（木曜日） 午前10時50分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第58号 普通財産の無償譲渡について

日程第3 議案の審議及び採決 11件

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第58号 普通財産の無償譲渡について

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件 2件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員 (11名)

議長 高山由行	2番 広川大介	3番 山田徹
5番 可児さとみ	6番 鈴木秀和	7番 清水亮太
8番 奥村悟	9番 伏屋光幸	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺幸伸	副町長 筒井幹次
教育長 奥村恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田敏寛
企画部長 岡本拓	民生部長 中村治彦
建設部長 早川均	教育参事兼 学校教育課長 高木雅春
総務課長 土谷浩輝	企画課長 荻曾弘太郎
まちづくり課長 栗谷本真	税務課長 丸山浩史
住民環境課長 金子文仁	保険長寿課長 日比野克彦
福祉子ども課長 繁瀬泰浩	農林課長 大久保嘉博
上下水道課長 木村公彦	建設課長 古川孝
亞炭鉱廃坑 対策室長 有国敦夫	会計管理者 塚本政文
生涯学習課長 渡辺一直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　日比野 浩士

議会事務局記　　井 上 美佐子

開議の宣告

議長（高山由行さん）

皆さん、変則的な時間になりましたが、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、岐阜新聞様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男さんの2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行さん）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第56号から議案第58号までの計3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、議案第57号 工事請負契約の変更について、議案第58号 普通財産の無償譲渡について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第56号、議案第57号、議案第58号、3件続けて御説明いたします。

初めに、議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第7号）の2ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億5,059万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億8,914万8,000円とする旨規定しています。

第2条では繰越明許費の補正について、第3条では債務負担行為の補正について、第4条では地方債の補正について規定しています。

4ページをお願いします。

まず、繰越明許費の補正について御説明いたします。

今回1件の繰越明許費を追加しております。

款02総務費、項目01総務管理費の稻荷台のり面対策工事で1億4,900万円の設定を行います。稻荷台のり面対策工事を発注するに当たり、適切な工期を確保するため、繰越明許費を設定するものです。

5ページをお願いいたします。

続いて、債務負担行為の補正について御説明いたします。

今回、可茂消防事務組合御嵩分署移転事業を1件追加しております。期間は、令和7年度から令和8年度まで、限度額を1億15万7,000円としております。可茂消防御嵩分署の移転事業に伴う造成工事等について債務負担行為を設定するものです。

6ページをお願いします。

地方債の補正について御説明いたします。

稻荷台のり面対策事業として、限度額1億4,900万円の地方債を追加しております。予定しています地方債は、緊急自然災害防止対策事業債です。

8ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

款19繰入金の目01財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う財源調整です。

款22町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

9ページをお願いいたします。

歳出について説明します。

款02総務費、目05財産管理費、節14工事請負費は、稻荷台のり面の対策工事を実施するため、1億4,900万円を増額しています。

款10教育費、目01学校管理費、節12委託料は、伏見小学校グラウンド等の整備のため、設計業務委託料として159万5,000円を増額しています。

10ページをお願いします。

こちらには、債務負担行為に関する調書をおつけしております。

11ページをお願いします。

こちらには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

続いて、議案第57号 工事請負契約の変更について説明させていただきますので、追加議案書4ページをお願いいたします。

令和7年御嵩町議会第1回定例会（議案第31号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的は、可茂消防事務組合御嵩分署、亜炭鉱廃坑防災工事。
2. 契約の金額は、「1億1,627万円」を「1億920万1,400円」に変更をするものです。
3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額でございます。
4. 契約の相手方は、飛島建設株式会社岐阜営業所です。

続いて、追加議案の資料つづり3ページ、4ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

706万8,600円の減額で仮契約を令和7年9月19日に締結しております。

5ページをお願いいたします。

工事位置を説明した図面を添付しております。

右の枠内に、当初の設計、工法変更、最終変更の工事の概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次のページ、6ページには、令和7年3月19日で議決をいただき、本契約を締結した後、4月10日に工事期間や請負金額の変更を伴わない工法変更の契約を行った変更契約書の写しを添付しております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

最後に、議案第58号 普通財産の無償譲渡について御説明いたします。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

町が所有する普通財産を無償で譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

無償譲渡をする普通財産は、所在地、御嵩町中字北田2095番地、地目は郷社地、面積は423平方メートルになります。相手方は春日神社でございます。

追加議案の資料つづりの7ページを御覧ください。

こちらには、位置図をお示ししております。

今回の無償譲渡の理由でございますが、町の公有財産台帳に掲載されております御嵩町中字北田2095番地の土地は春日神社の社殿が所在しており、これまで長年にわたり、相手方である

春日神社において適正に管理されてきました。今後につきましても、春日神社において引き続き適正に管理されることにより、郷社地としての本来の用途が安定的に確保されることから、当該土地を春日神社に帰属させることが合理的かつ妥当であると判断したものでございます。

そのため、当該土地を無償で譲渡するものであり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、議案第56号、議案第57号、議案第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は二、三分後としますので、その場で休憩してください。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

補正予算書の16ページの総務管理費の中の庁舎整備費、こちらに手数料として82万8,000円ですか、これは新庁舎用地の鑑定評価をされるということですけれども、なぜ今頃鑑定評価をするのか、地権者の方からのお申出があったかということも含めまして、その内容、地点としてどの辺りを鑑定するのか。それとこの82万8,000円の積算根拠、この辺りをお聞かせください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

それでは、山田議員の質問にお答えいたします。

まず、これは地権者から申出があったわけではございませんけれども、以前の鑑定が平成30年ということで、現在の適正価格を確認する意味で行うものであります。内容については、バイパス沿いのところ1筆と、バイパスに面していない真ん中のほうの土地ということで、その辺の鑑定をする予定であります。また、この予算額の根拠ですけれども、県が公開しております公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に基づき算定しています。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

今回の条例改正は部分休業に係るということなので、ちょっとこの質問は的外れかもしれません、実際に御嵩町におけるこれまでの育児休業取得率、男性、女性によって違うと思われますけれども、その辺りが分かれば教えていただきたいということと、一番下の資料に今後は面談をするということを明記してあるんですけれども、これは今まで行っておられると思いますけれども、実際に、育児休業の取得については支援、指導をどういうふうに、誰が面談をして、どのような形で面談が行われるのか、その辺りもお聞かせください。

議長（高山由行さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、今の山田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず男性の育児休業の取得率ですが、令和5年から令和7年までですが、令和5年、率として男性42.9%、令和6年80%、令和7年100%と男性の取得率は年々増加しております。女性は100%の取得となっております。

また面談についてですが、今、人事担当のほうで実施をしております。男性に向けても育児休業を取得しやすいような制度の説明だとか、あとは所属長等や、理解していただけるように育児休業などの制度の概要なども閲覧可能な状態で周知はしておりますので、男性職員もこういった形で育児休業の取得率が年々上がっておるような状況だと思っております。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

今回のは環境モデル都市推進協議会の廃止ということで出ているかと思いますが、なくなる

ということは理解しましたが、今後このような内容についてはどこでカバーされていくのかと
いう確認をさせてください。

議長（高山由行さん）

企画課長 萩曾弘太郎さん。

企画課長（萩曾弘太郎さん）

それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

環境モデル都市行動計画というのがあります、それを包含した地球温暖化対策実行計画と
いうのがございます。そちらの進捗管理についてを、今後は環境審議会において行っていくと
いうことになっておりますので、環境審議会で進捗管理、環境面の施策の管理をしていくこと
になります。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決
を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第55号 御嵩宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する
条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第57号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第58号 普通財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号 普通財産の無償譲渡について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題とします。

質疑の前に、提出者の6番 鈴木秀和さんから、会議規則第20条の規定によって、お手元に配付した事件の訂正請求書のとおり議案の訂正の申出があります。

お諮りします。6番 鈴木秀和さんから申出のとおり、議案の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6番 鈴木秀和さんから申出のとおり訂正を許可することに決定いたしました。

引き続き、発議第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

では、3点質問させていただきます。

1点目ですけど、再審請求の問題点として、発議の中では、手続の審査の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているとしているが、これを証拠開示のルールと検察官の不服申立てに集約している理由はなぜでしょうか。手続の定めがないから再審請求を長期化させている面もあると思いますが、いかがでしょうかというのが1点目。

2点目ですけど、証拠開示のルールを定めることについて、正直イメージがあまり湧いておりません。現行の刑事訴訟法の規定を再審請求に準用する形を取るのか、また全く新しいルールの規定となるのか、どのようであるべきかと考えての意見書ですかというのが2点目です。

3点目ですけど、再審決定の際に検察官の不服申立てを認めず、速やかに再審公判に移行すべきとされていますが、違法、不当な再審決定もあり得るのに抗告を認めないのはおかしいと思いますが、いかがでしょうかというのが3点目です。

以上3点、御答弁をお願いします。

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

たくさん質問をいただきまして、前もって一言言わせてもらうと、法律に関する、私も専門家ではありませんので、一応岐阜県の弁護士協会の先生に相談して、事前に質問の内容につい

てもおおむね聞いておりましたので、それを相談した上での回答ということでお聞きください。

1番の再審請求の問題点として、証拠開示と検察官の不服申立て、この2点に絞っている、これはなぜですかと、もともと手続がないから長期化しているんじゃないですかという質問なんですが、一応御指摘のとおり、現行再審法の問題点は証拠開示手続の未整備と検察官不服申立ての2点にとどまるものではありません。しかし、冤罪被害者からの救済という再審法の目的を最も阻害しているのは、証拠開示手續の未整備と検察官不服申立ての2点にあることは、最近の事件における再審請求手續の経過からも明らかです。よって、意見書としては、この2点を強調した内容となっています。

手続の定めがないことが審理の長期化の一因となっているとの指摘は、そのとおりです。本意見書には、一応手続の規定の整備を求めた趣旨を含んでいますので、御指摘の問題意識もカバーした内容になっていると理解しております。

2点目、証拠開示のルールを定めることについてイメージが湧かないということですが、御指摘のとおり、現行の刑事訴訟法に公判前整理手續及び期日間整理手續における証拠開示の制度が規定されています。再審請求手續における証拠開示制度をこれらの制度に準じた形とすることも否定されるものではありません。

しかし、多くの再審無罪事件で、捜査機関が長年にわたり開示を拒み、存在すら否定してきた証拠が開示され、無罪を決定づける証拠となった例があることからも、冤罪被害者の実効的な救済を可能にするためには証拠の全面開示を求める意見書の内容です。最終的な法改正の在り方については、国会での議論を経て定められるものというふうに承知しております。

3点目、再審決定の際の検察官の不服申立てを認めない、この辺りについてはおかしいのではないかという御意見だと思います。再審手續は、再審請求人の有罪に合理的な疑いが生じたか否かによって判断すべきとされています。有罪に合理的な疑いが生じた場合、つまり無罪だろうということを言い渡す場合ですので、再審請求においては実質的に有罪・無罪の判断がなされているというふうに解釈されています。

再審公判において、検察官は有罪の主張を維持することができますし、新たな証拠を請求することもできます。もし無罪判決に不服であれば、上訴することもできます。仮に違法、不当な再審決定があるならば、再審公判手續で正すことは可能です。同一の判断事項をめぐって検察官不服申立てが繰り返され、冤罪被害者が救済されない状況が長期化するのは、妥当なことは言えません。

法制度の理解としても、再審請求手續における検察官は当事者ではなく再審決定に対する利害関係者を有さない存在、通常の刑事訴訟が検察官に当事者としての地位を認めていることは、明確に異なっていると言えます。したがって、検察官に不服申立て権を認めるべき必要性は再

審請求手続においては少ないと言えるという見解だそうです。今申し上げたとおり、ちょっと法律の専門的な部分もありますので、十分そしやくした回答になったかは分かりませんが、以上のような内容です。

最後にちょっと補足ですが、先般、県内43の県市町村議会のうち採択していなかったのが9議会ございました。8議会がこの9月定例会で議決しまして、一応日にち的には最後が御嵩町ということになります。一応補足して説明を終わります。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

1点目に関しては、傾向を踏まえてこの2点に絞ったということで、それは承知しました。

2点目の件ですけど、現行のルールではなくて証拠の全面開示でということなんですが、現在の刑事訴訟法でもそれは認められていないはず、私の理解だと、において全く新しいルールを作るというのがなかなかハードルが高いなと思います。おっしゃるとおり、裁判だと推定無罪ということで、有罪を構成する証拠をもってして有罪としておりますので、この有罪を構成した証拠を否定することで無罪を勝ち取るという道筋が今のところの法律の手続であると思うので、非常に違和感を持ちますので、質問をすると難しいかな。

議長（高山由行さん）

そのまま続けて。

7番（清水亮太さん）

なので、そこにちょっと、何でしょうね。有罪を構成する証拠を否定する形での再審の公判というのは駄目なものかというところをちょっと所感でいいのでお答えいただきたいのと、3点目のほうがちょっとより問題があるかなと思って、公判手続でもって抗弁すればいいというような形があったんですけど、たとえ裁判所であっても間違いが起こるから再審請求が必要なのであって、裁判所が再審をすべきと言ったところで、それは不当である可能性はあるので、検察官の即時抗告などを認めないというのはさすがに横着ではないかというところが所感としてありますので、そこをお答えいただければ、もう一回、再質問みたいになっていますが、それでお願いします。

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

冒頭で申したとおり、法律の専門家ではないんですが、一応今の御質問に私なりに回答しま

す。

先ほど2番目の質問で証拠開示の件が出ましたが、証拠開示について、御存じのとおり最近の事例で、全部証拠を検察側で出したわけじゃなくて、後から出てきたもので無罪になった事例というのは皆さん御存じのとおりですね。

質問の内容から、結局再審を決定するというのは、有罪の証拠を否定するのではなくて、新たに無罪の証拠が出てきたと、これが決定的な再審の条件なので、そういう意味では、有罪の証拠を否定するのではなくて、新たな無罪の証拠が出てきたときに再審決定がなされるというのが一番大きな理由のようなので、そういう意味では証拠を全部出してもらって、無罪であるという証拠のところが出てきて初めて再審という決定がなされるということなので、証拠については全面開示を求めるべきであろうというのが2番目の趣旨です。

それから3番目の質問の、いわゆる検察官に抗告を認めないとということではなくて、当然一審で不服であれば二審で抗告を認めますよね。二審に上がってやっています。さらにもう一個、当然三審に行くんですが、この場合は再審決定がされたという状況なんですよ。ですから、再審決定がされたわけですから、再審決定を否定する権利はそれほどないんじゃないかというのが法律家の見解であって、再審決定をしたんだから、その再審決定に基づいて裁判をして、有罪か無罪か、もう一回やればいいじゃないかと。その再審決定そのものを否定して、おかしいというまでの検察官に権利はないというのが法の理解であるという説明を受けております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

2点目の件はおおむね、袴田事件とかですと、存在した証拠を否定することができたので再審というか無罪ということになったと思うので、それを新たな証拠としてという認識を、その認識でもいいのかどうかはちょっと難しいところなので、これは専門家の議論に任せたいと思います。

3点目ですけど、私が言いたかったのは、裁判所ですら間違うから再審、要は冤罪というものが発生しているのであって、再審開始の決定自体が不正であったりとか、不当であったりとかという可能性も決して排除できるものではないと私は思っていて、要は再審をすることによって、検察官なり国選弁護人であったりとすれば、条件を満たせば税金でもって公判がなされるので、我々の税金が不当に使われているのではないかというような意見も出てくるのではないか、そういう懸念もあるので、当然、公益の代表者である検察が即時抗告することについて、

否定できるものではないかなというのが私の意見なので、またちょっと同じ答えになっちゃうかもしれないんですけど、その点の見解を教えてください。

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

再審決定に対する即時抗告というのは、一般的に一審があって、不服であれば次に行けばいいですよね。ところが、再審決定の抗告というのは、またそのこと自身を否定して何回もやろうという、検察官のいわゆる抵抗する手法になっているので、それは長引かせるからやめてくださいと。再審決定が出たんだから、リセットして、本当にそうなのかは幾らでもまだこれから審議されるわけだから、その前の段階でするのではなくて、それは一回ちゃんと認めて、間違っていたら間違っていたで次の再審公判でやればいい話ですから、そういうふうにやってくれれば時間の短縮に、少なくともこれまでのような、1つのことで、いや、おかしい、おかしいとずっと長引くんじゃなくて新たにできるから、そのほうがいいんじゃないかというふうに私は理解しました。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

私は基本的には提案者の意向に賛成するものであります。

清水議員から指摘されました3点の中で、再審制度そのものについての問題点の中で一番問題なのは、再審手続についての長期化が問題になっておる。そのところをどういう形でより迅速性を求めていくのか。手続上、制度的に迅速性を求めていくのか。裁判の究極の目的はやはり公正なジャッジで、公正なジャッジを担保するためにはいろんな手続、そして証拠等の採用についてはいろいろ刑事訴訟法等で手續が定められておりますけれども、これが完全なものではないというのは確かであります。

したがって、今日的に要請されておるような部分について、今法務省も、国の政府のほうも、裁判制度についての制度設計の見直しについては、ある動きを持っておりますので、その動きに対して、この再審制度の手續についての見直しを早期にやっていただきたいという点が今回の提案の理由であります。

それから、証拠開示についてはルールはないんです。やはり検査官憲は、なるたけ自分たちに有利な証拠を選択する。そして、それに対して公判をうまく優位に維持していく、これがい

わゆる法廷闘争の中での技術であり、検察官の技術である。それに対して、それを逆に弁護側は何とかその検査官憲の持つておる資料を全て開示させて、そして、より優位な形で裁判を争っていきたいということありますけれども、今問題になっているのは、実は証拠開示の問題というよりも新たに開示されてきた新証拠についての取扱いが実は問題になっておるという、それでかなり遅延しておるという部分があります。ですから、必ずしもこの証拠開示のルールそのものについては大きな変更はありませんけれども、隠密性についてはやはり開放しなければならないというのが今回の主張であります。

したがって、鈴木議員が提案された証拠開示の問題についての提言は、やはり是とすべきであると考えております。

それから最後に、検察官の不服審査に対する制限、これは検察官も、それから守る側も、当然不服があれば不服申立てをする権利があります。しかし、今回の申出において、検察官の不服審査権を決して冒涜するものでもなければ制限するものでもない。それは当然前提として認めながら、しかし、その中でやはり迅速性というのもぜひとも考えていただきたい、そういう主張でありますので、これは極めて政策的な、制度設計の見直しと同時に政策的な提言でありますので、個々の手続法、現在の刑事訴訟法の条文に対してどうなんだということじゃなくて、それを補完する意味で提案されておる内容であると私は考えております。

したがって、今回の鈴木議員の提案については、私は非常にいい提案であると思っております。以上です。

議長（高山由行さん）

谷口議員、今の発言は、次の討論ということで受け止めます。質疑はなしということで。

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

私は発議第4号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

やはり引っかかったのが、最後の部分の検察官の抗告を認めないとところが私の中ではどうにも納得できなくて、現状、刑事訴訟法の中でも、当然再審の規定が多くあるわけではな

いので、ほかの案件に関しては抗告を認められている。それを制限するという方向性はちょっと法律の、現在の法律、改正を求めるので当たり前なんんですけど、今の法律の考え方からはそぐわないで、その点は引っかかります。

やはり、先ほど言ったように、裁判所であっても間違いが起こるから冤罪が起こるので、裁判所がたとえ再審を開始せよと言ったところでそれが間違いの可能性もあるので、当然抗告をするのは権利であると私は思います。

また、当然、公判が入るにつれて、やはり我々の税金を使っていながら裁判が行われるので、当然不当なものに対しては抗議してもらわなければ困りますというのが私の立場であります。

冤罪と言つても、当然冤罪を認めてはいけないことなので、これを救済するということは当たり前のことなんですが、ここで述べられている意見書の中のやり方では、私は冤罪はなくならないのかなというのが勝手な私の考えであって、例えば刑事訴訟法をいじるのも当然なんですけど、例えば海外では再審の審査会、全く別の枠組みで再審を、もう第三者的な目で、法律の立場の方も含めて審議するというようなことも行われています。むしろこのほうが、私は冤罪はなくなるし、さらに冤罪の再審の請求自体がかなり年間たくさん行われておりますし、例えばちょっと例を出すと、死刑囚の方のおよそ半数ぐらいが再審を請求している状態が続いております。これが全て冤罪かと言われれば私は大分疑問なんですけど、ただ、再審請求というのは、再審請求をすること自体が認められているので、何回も何回もこれはできてしまっている状態、だからこそ整理できていないのかなと思います。だから、再審請求を、当然1個の事案に対して、例えばこの1つの証拠があったんだから再審を認めてくださいと言ったらそれは審議すればいいんですけど、それについて、否定されても何度も何度も再審請求できるような状態が今の現状をつくっているのかな、そういうところを両面から制度の改正はされるべきであろうかと私は思います。

また、死刑囚とかの有名な案件でいくと、大体が証拠の捏造であったりとか自白の強要といったところが行われております。それが理由で冤罪が行われてしまっているので、それを抑止する法律、しっかり検察官を監視するというような制度自体もまだまだ不十分、そういう方面から再審のことは考えていいのかなと思います。

私は、先ほど言ったようにこの内容ではとても、単に弁護士の権利を拡大しているだけのかなという印象がありますので反対させていただきます。

議長（高山由行さん）

発議第4号について、賛成の方の討論を求めます。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

先ほどいろいろ申しましたけど、裁判というのは、原告、被告がお互いにそれぞれの主張、内容を提供して、それを公正に裁判所がジャッジをする、これが本来の裁判の制度の在り方であります。したがって、その基本的な制度の中で、ある程度矛盾があれば見直しをかけていくのが、その時代に沿った形で修正していくのが法制度の本来の在り方であろうというふうに考えております。ただ、今回問題になっております冤罪の長期化に係る人権無視の問題が背景にありますので、そういうあまりにも長期に達するような手法を是認するような制度は、やはり改革をしていく必要がある。

そういう観点から、私は今回の提案については賛成をしたいと思います。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり提出することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は13時ちょうどといたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号の計6件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 清水亮太さん。

総務建設産業常任委員会委員長（清水亮太さん）

それでは、報告させていただきます。

お手元にお配りした総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和7年9月22日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 清水亮太。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和7年第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和7年9月19日金曜日。
2. 審査事件名、認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。
3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

なお、主な質疑は報告書に記載のとおりであります。お目通しをお願いしたいと思います。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会の所管部分については、9月18日付で総務建設産業常任委員会委員長宛てに報告書が提出されていますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行さん）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

まず初めに、認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和6年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行さん）

認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和6年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行さん）

認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和6年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 奥村悟さん。

民生文教常任委員会委員長（奥村 悟さん）

それでは、報告させていただきます。

お手元にお配りした民生文教常任委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和7年9月18日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 奥村悟。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和7年第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和7年9月17日水曜日。

2. 審査事件名、認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

なお、主な質疑は報告書に記載のとおりであります。お目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行さん）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

まず初めに、認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい

てを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行さん）

認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

議長（高山由行さん）

日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、御嵩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております特定事件の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（高山由行さん）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和7年御嵩町議会第3回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

終始熱心に御議論、御審議いただきましてありがとうございました。追加議案も含め、提出させていただきました議案につきまして全て議了いただきました。お礼を申し上げます。

さて、町制施行70周年のメインイベントであります記念式典の開催まで、残り2か月を切ってまいりました。この記念式典を挙行し、これまで本町の発展を支えてくださった多くの皆様と共にこの歩みを振り返り、次なる未来へと歩みを進める決意を新たにいたしております。来賓の皆様をはじめ、ぜひとも多くの皆様に御参集いただきたいというふうに思っております。

間もなく上半期を終え、10月を迎えます。真夏の暑さに比べ過ごしやすい気候にはなってまいりましたが、この寒暖差により体調を崩しやすい時期ともなります。議員各位におかれましては、どうぞ御自愛の上、ますます御健勝にて御活躍されますことを心より祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

閉会の宣告

議長（高山由行さん）

これをもちまして令和7年御嵩町議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時18分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男